

赤磐市環境センター（エネルギー回収推進施設）
運転管理業務委託

委託仕様書

令和5年10月

赤 磐 市

目 次

第1章 総則	1
第1節 特記事項	1
1.1.1 適用範囲	1
1.1.2 基本事項	1
第2節 一般事項	4
1.2.1 受託者の義務	4
1.2.2 機密の保持	4
1.2.3 業務の履行	4
1.2.4 委託仕様の遵守	4
1.2.5 関係法令等の遵守	4
1.2.6 関係官公署の指導等	5
1.2.7 官公署等申請への協力	5
1.2.8 委託者及び所轄官庁への報告・協力	5
1.2.9 他事業等への協力	5
1.2.10 委託者の検査等	5
1.2.11 マニュアル及び計画書の作成	5
第3節 業務実施条件	6
1.3.1 業務実施条件	6
1.3.2 業務提案書の変更	6
1.3.3 委託仕様記載事項	6
1.3.4 契約金額の変更	6
1.3.5 運転管理の事前準備	6
1.3.6 赤磐市環境センターに係る環境保全協定書の遵守	7
1.3.7 施設機能の確保	7
1.3.8 処理対象物	8
1.3.9 焼却条件及び公害防止条件	9
1.3.10 提出図書	11
1.3.11 検査及び請求	14
1.3.12 使用車両等	14
1.3.13 事務室等の使用	14
1.3.14 支給品	14
1.3.15 貸与品	14
1.3.16 受託者負担	15
1.3.17 機器の損傷	15
1.3.18 災害発生時等の協力	15
1.3.19 地域経済への配慮	15
1.3.20 本業務終了時の条件	15

第2章 運転管理体制の構築	17
第1節 組織計画	17
2.1.1 法定資格者の確保	17
2.1.2 従事者の配置及び職務	17
第2節 運転管理の実施体制	19
2.2.1 労務管理	19
2.2.2 従事者の届出及び変更	19
2.2.3 責任者の選任	19
2.2.4 連絡体制	19
2.2.5 緊急時の勤務体制	19
第3章 運転管理業務	20
3.1.1 目的	20
3.1.2 運転管理マニュアルの作成・管理	20
3.1.3 運転計画の作成	20
3.1.4 運転条件	20
3.1.5 ごみピットの攪拌	21
3.1.6 可燃性粗大ごみ破砕物の処理	21
3.1.7 例外的な処理対象物の処理	21
3.1.8 適正運転	21
3.1.9 適正処理	22
3.1.10 搬出物の性状管理	22
3.1.11 搬出車両への積込	22
第4章 維持管理業務	23
4.1.1 目的	23
4.1.2 維持管理業務の内容	23
4.1.3 保守点検	23
4.1.4 修繕	24
4.1.5 清掃管理	25
第5章 安全衛生管理業務	27
5.1.1 当施設の安全衛生管理業務	27
5.1.2 労働安全衛生管理	27
5.1.3 安全衛生保護用機材の準備	27
5.1.4 事故等の処理	27
第6章 その他関連業務	28
6.1.1 当施設のその他関連業務	28
6.1.2 火災の防止	28
6.1.3 盗難の防止	28
6.1.4 廃棄物の管理	28
6.1.5 住民対応	28
6.1.6 見学者対応	28

添付資料	29
添付資料 1	本業務の管理対象範囲 30
添付資料 2	日常点検内容 31
添付資料 3	週例点検内容 35
添付資料 4	月例点検内容 36
添付資料 5	年次点検(総合保守点検整備)内容 39
添付資料 6	設備機器清掃箇所、施設内清掃箇所 44

第1章 総則

第1節 特記事項

1.1.1 適用範囲

本委託仕様書（以下「本仕様書」という。）は、赤磐市（以下「委託者」という。）が平成26年4月から運用開始した「赤磐市環境センター（エネルギー回収推進施設）」（以下「当施設」という。）の運転管理業務について、当施設の基本性能を発揮させるとともに、その安全性を確保しつつ効率的な運転業務を行うことを目的として実施する「赤磐市環境センター（エネルギー回収推進施設）運転管理業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の履行目的達成のために必要な業務、又は業務の性質上当然必要と思われるものについては、本業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）の責任において全て完備すること。

なお、本仕様書に明記されている事項については、それを上回る提案を妨げるものではない。

1.1.2 基本事項

1) 業務名

赤磐市環境センター（エネルギー回収推進施設）運転管理業務委託

2) 業務実施場所

岡山県赤磐市津崎197-1

赤磐市環境センター（エネルギー回収推進施設）

3) 業務範囲

(1) 受託者の業務範囲

本業務は、一般収集可燃ごみ、直接搬入可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、マテリアルリサイクル推進施設から排出される可燃残渣等（以下「処理対象物」という。）の処理を行う当施設の運転管理を実施するものである。具体的な業務内容は、「第2章 運転管理体制の構築」～「第6章 その他関連業務」のとおりであり、概要を図1-1-1に示す。

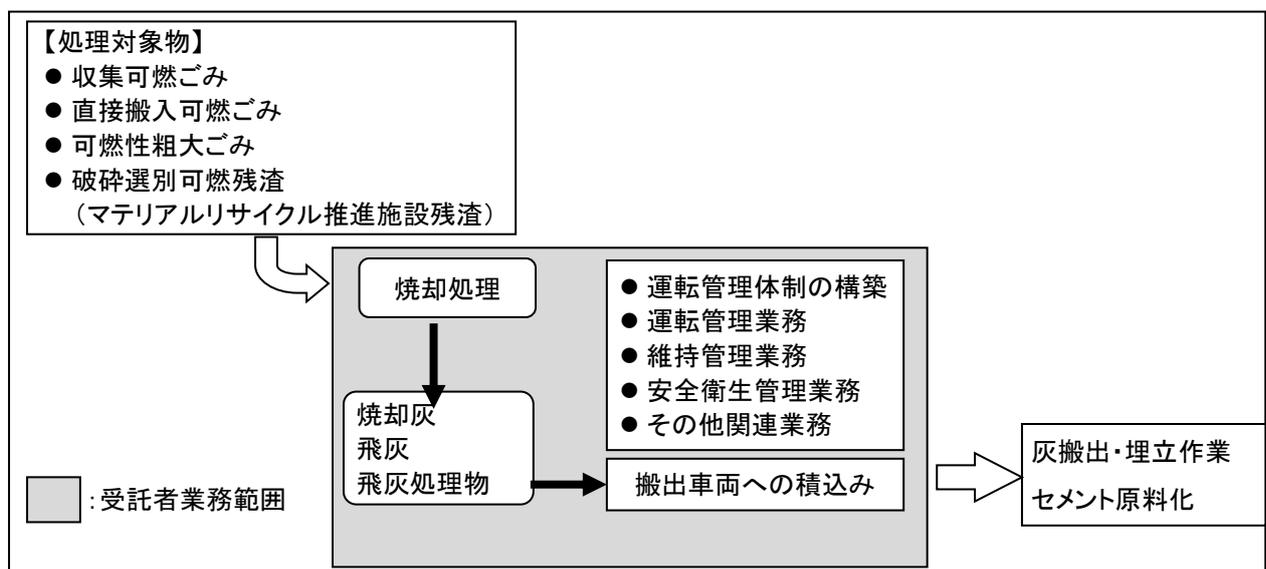


図 1-1-1 受託者業務範囲の概要

(2) 委託者が行う管理業務

委託者は、精密機能検査、各種測定（排ガス、ごみ質、熱しゃく減量、作業環境等）、周辺環境測定、警備保障委託、清掃委託（受託者管理範囲外）、電気設備保守点検委託、消防設備保守点検委託、その他の仕様書に定める受託者の業務範囲以外の運営管理業務を行う。

4) 業務履行期間

業務履行期間は、以下に示す業務準備期間と業務実施期間を示す。

業務履行期間：業務委託契約締結の日から令和 11 年 3 月 31 日	
業務履行期間 の内訳	業務準備期間：業務委託契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日 業務実施期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日（5 年間）

5) 業務全体計画

当施設は、平成 26 年 4 月から供用開始しており、本業務は委託者が令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間にわたり、当施設の運転管理を受託者に委託するものである。

なお、表 1-1-1 に示すとおり令和 6 年 3 月 31 日までは、既存の運転管理業務受託者（以下「既存受託者」という。）にて当施設の運転管理業務が実施されている。

特に、業務準備期間である「業務委託契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日まで」の間は、本業務の開始に向けた準備と既存受託者による運転管理業務を併行して実施することになるので、受託者は委託者及び既存受託者と相互に緊密な連絡調整を行った上で、業務の引継ぎを受けること。

表 1-1-1 本業務の全体計画

		R1 年度	～	R5 年度	R6 年度	～	R10 年度
既存受託者による運転管理業務		■	～	■			
本業務 (受託者による業務)	業務履行期間				■	～	■
	業務準備期間			■			
	業務実施期間				■	～	■

6) 管理対象範囲

本業務の管理対象範囲は「添付資料 1 本業務の管理対象範囲[30 ページ参照]」のとおりである。また、当施設の概要を表 1-1-2 に示す。

表 1-1-2 当施設の概要

名 称	赤磐市環境センター(エネルギー回収推進施設)
立 地 場 所	岡山県赤磐市津崎197-1
供 用 開 始	平成 26 年 4 月
<p>(1)建 築 面 積:1,978.06 m²</p> <p>(2)構 造:鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造</p> <p>(3)施 設 規 模:44t/16h(22t/16h×2 炉)</p> <p>(4)炉 形 式:准連続式焼却炉(ストーカ式)</p> <p>(5)処 理 設 備</p> <p>①受 入 供 給 設 備:ピット&クレーン</p> <p>②焼 却 設 備:ストーカ式焼却炉</p> <p>③燃 焼 ガ ス 冷 却 設 備:水噴射冷却方式</p> <p>④余 熱 利 用 設 備:場内給湯・足湯給湯</p> <p>⑤排 ガ ス 処 理 設 備:乾式有害ガス除去方式・ダイオキシン類除去方式・ろ過式集じん機</p> <p>⑥通 風 設 備:平衡通風方式 煙突 45m</p> <p>⑦灰 出 し 設 備:焼却灰 バンカ方式 飛灰 薬剤処理方式・セメント原料化方式</p> <p>⑧排 水 処 理 設 備:プラント系 クローズドシステム 生活系 下水道放流</p>	

第2節 一般事項

1.2.1 受託者の義務

受託者は、常に本業務に必要な最新の技術知識の習得に努め、施設の性能を遺憾なく発揮して、周辺環境の維持のために適正な運転を行うこと。

1.2.2 機密の保持

受託者は、業務の遂行上、知り得た事項を一切第三者に漏らしてはならない。

1.2.3 業務の履行

受託者は、当施設の目的を十分に理解し、その機能を十分に発揮できるよう、仕様書・施設取扱説明書などに基づき能率的、経済的かつ安全に本業務を履行すること。

1.2.4 委託仕様の遵守

本業務の実施に当たっては、以下を遵守すること。

- (1) 本仕様書に記載された要件について、業務履行期間中遵守すること。
- (2) 当施設の処理性能を満足することを条件に計画策定し、委託者の承諾を得た上で本業務を遂行すること。
- (3) 業務実施期間にわたり当施設を本業務の業務範囲において管理すること。

1.2.5 関係法令等の遵守

本業務遂行に当たり以下に示す関連する法令、例規、基準、指針、協定等（以下「関連法令等」という。）を遵守し、大気汚染、水質汚染、悪臭、騒音及び振動等の公害発生を防止するとともに、当施設の安全確保及び延命を図り、適正に当施設の運転管理を行うこと。

なお、本業務に係る以下の関連法令等の遵守は、受託者の負担と責任において行うこと。

主要な関連法令等を次に示す。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) ダイオキシン類対策特別措置法
- (3) 大気汚染防止法
- (4) 水質汚濁防止法
- (5) 騒音規制法
- (6) 振動規制法
- (7) 悪臭防止法
- (8) 労働基準法
- (9) 労働安全衛生法
- (10) 労働者災害補償保険法
- (11) 電気事業法
- (12) 消防法
- (13) 計量法
- (14) 建築基準法
- (15) 地球温暖化対策の推進に関する法律

- (16) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (17) クレーン等安全規則及び構造基準
- (18) ダイオキシン類発生防止等ガイドライン(新ガイドライン)
- (19) ごみ処理施設性能指針
- (20) 岡山県関係条例
- (21) 赤磐市関係条例
- (22) その他関係のある法令、規則、基準、協定等

1.2.6 関係官公署の指導等

業務実施期間中、関係官公署の指導等に従うこと。

なお、法改正等に伴い当施設の改造等が必要になる場合、その費用の負担は委託者と受託者の協議により別途定めるものとする。

1.2.7 官公署等申請への協力

委託者が行う当施設の運営管理等に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、委託者の指示により必要な書類・資料等を提出すること。

1.2.8 委託者及び所轄官庁への報告・協力

本業務の履行に関して、委託者の指示に従うこと。また、委託者及び所轄官庁が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。

なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については委託者の指示に基づき対応すること。

1.2.9 他事業等への協力

委託者が当施設及び周辺で行う他事業等に対し、委託者の要請に基づき受託者の業務範囲内において協力すること。

1.2.10 委託者の検査等

委託者が受託者の業務実施状況に対する立入検査等を行う時は、その検査等に全面的に協力し、委託者が要求する資料等を速やかに提出すること。

1.2.11 マニュアル及び計画書の作成

本業務の履行において、受託者が作成するよう定められているマニュアル及び計画書については、委託者との協議により作成すること。

なお、委託者との協議を要しない軽微なものの場合には、作成後速やかに委託者の承諾を得ること。

第3節 業務実施条件

1.3.1 業務実施条件

本業務は、本仕様書その他、次の資料等に基づいて行うものとする。

- (1)業務委託契約書
- (2)受託者が提出した業務提案書及び関連する図書
- (3)その他委託者の指示するもの

1.3.2 業務提案書の変更

- (1)提出済の業務提案書及び関連する図書については、原則として変更は認めないものとする。
ただし、委託者の指示等及び承諾により変更する場合はこの限りでない。
- (2)作成した業務提案書の記載事項について、業務履行期間中に委託仕様を満たさない箇所が発見された場合には、受託者の責任において本業務に関する委託仕様を満たさせるための変更を行うものとする。

1.3.3 委託仕様記載事項

1) 記載事項の補足等

本仕様書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運転管理することを妨げるものではない。本仕様書に明記されていない事項であっても、施設を運転管理するために当然必要と判断されるものについては、全て受託者の責任において補足・完備させなければならない。

2) 参考図書の取扱い

本仕様書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すもので、受託者は「(参考)」と記載されたものについて、当施設を運転管理するために当然必要と判断されるものについては、全て受託者の責任において補足・完備させなければならない。

3) 疑義

本仕様書、図書等の内容について、履行中に疑義が生じた場合は、業務委託契約書等の規定に基づいて委託者及び受託者は双方誠意をもって協議するものとする。

1.3.4 契約金額の変更

「1.3.2 業務提案書の変更」、「1.3.3 委託仕様記載事項」の場合、契約金額の増減等の手続は行わない。

1.3.5 運転管理の事前準備

受託者は、運転管理の事前準備として以下の事項を実施すること。

- (1)業務準備期間における当施設の学習計画書を提出し、委託者の承諾を得ること。
- (2)委託者及び既存受託者と協議の上、あらかじめ運転教育計画を作成し、同計画に基づき業務準備期間中(業務委託契約締結の日から令和6年3月31日まで。以下同じ。)に従事者に対し必要な運転教育を行うこと。
- (3)業務準備期間中に委託者及び既存受託者より当施設の運転管理等の引継ぎを受けること。

1.3.6 赤磐市環境センターに係る環境保全協定書の遵守

委託者が締結している赤磐市環境センターに係る環境保全協定書（以下「環境保全協定書」という。）を遵守するとともに、委託者の対応に協力すること。

1.3.7 施設機能の確保

本業務の履行に当たっては、当施設の基本的な仕様及び設計の諸元を熟知し、類似施設の運営管理の経験又は技能を有する者を配置するとともに、運転管理、保守点検等技術的な業務の実施に際しては、当施設の性能を維持できるようにすること。

1) 処理能力

指定されたごみ質の範囲内で 44t/16h（22t/16h×2 炉）のごみを処理できる能力を有する。

2) 処理条件

本業務にて当施設を維持するための処理条件は次のとおりとする。

焼却処理量 44 t / 日（2 炉分）

計画ごみ質 下表に示すとおり

項 目		単 位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
三成分	水分	%	65.2	54.5	42.6
	可燃分	%	27.9	41.6	54.7
	灰分	%	6.9	3.9	2.7
低位発熱量		kJ/kg	4,190	6,320	10,470
単位容積重量		t/m ³	0.3	0.26	0.2
可燃物組成	C	%	—	55.4	—
	H	%	—	8.2	—
	O	%	—	35.1	—
	N	%	—	0.0	—
	S	%	—	0.9	—
	Cl	%	—	0.4	—

令和4年度測定実績

項 目		単 位	5 月	8 月	11 月	3 月
三成分	水分	%	44.2	44.0	44.9	40.8
	可燃分	%	50.6	51.3	51.1	53.1
	灰分	%	5.2	4.7	4.0	6.1
低位発熱量		kJ/kg	8,420	8,560	8,500	8,980
単位容積重量		t/m ³	0.12	0.11	0.12	0.13

1.3.8 処理対象物

本業務における処理対象物は表 1-3-1 のとおりである。

表 1-3-1 処理対象物

処理対象物	収集可燃ごみ 直接搬入可燃ごみ 可燃性粗大ごみ 破碎選別可燃残渣（マテリアルリサイクル推進施設残渣）
-------	---

1.3.9 焼却条件及び公害防止条件

本業務に係る焼却条件及び公害防止条件は以下のとおりである。

1) 焼却条件

項目	基準値
燃焼室出口温度	850℃以上
上記温度における再燃ゾーン内の燃焼ガス滞留時間	2秒以上
一酸化炭素濃度(煙突)	100ppm 以下(酸素濃度 12%換算値の1時間平均値)
集じん器入口温度	おおむね 200℃
焼却灰熱しゃく減量	5%以下

2) 公害防止条件

(1) 排ガスの基準値

当施設の排ガス（煙突）に関する基準値は、下表に示すとおりとする。

項目	基準値	備考
ばいじん	0.01g/m ³ _N 以下	乾ガス基準、酸素濃度 12%換算
硫黄酸化物	40ppm 以下	乾ガス基準、酸素濃度 12%換算
塩化水素	100ppm 以下	乾ガス基準、酸素濃度 12%換算
窒素酸化物	100ppm 以下	乾ガス基準、酸素濃度 12%換算
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ _N 以下	乾ガス基準、酸素濃度 12%換算
一酸化炭素濃度	100ppm 以下	乾ガス基準、酸素濃度 12%換算、1時間平均値
水銀	50 µg/m ³ _N 以下	乾ガス基準、酸素濃度 12%換算

(2) 焼却灰、飛灰処理物の基準値

当施設の焼却灰、飛灰処理物に関する基準値は、下表に示すとおりとする。

項目		基準値	備考
焼却灰	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下	埋立処分に関する基準
	熱しゃく減量	5%以下	埋立処分に関する基準
※飛灰処理物	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下	埋立処分に関する基準
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	埋立処分に関する基準(溶出基準)
	水銀又はその化合物	0.005mg/L 以下	埋立処分に関する基準(溶出基準)
	カドミウム又はその化合物	0.09 mg/L 以下	埋立処分に関する基準(溶出基準)
	鉛又はその化合物	0.3 mg/L 以下	埋立処分に関する基準(溶出基準)
	六価クロム化合物	1.5 mg/L 以下	埋立処分に関する基準(溶出基準)
	砒素又はその化合物	0.3 mg/L 以下	埋立処分に関する基準(溶出基準)
	セレン又はその化合物	0.3 mg/L 以下	埋立処分に関する基準(溶出基準)
	1.4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	埋立処分に関する基準(溶出基準)

※飛灰処理物は、飛灰を薬剤処理したもので重金属の溶出量は、薬剤処理後の基準である。

(3) 騒音の基準値

当施設の騒音に関する基準値は、敷地境界線において下表に示すとおりとする。

時間帯	基準値
朝 (5:00～7:00)	50 dB(A)以下
昼間 (7:00～20:00)	60 dB(A)以下
夕 (20:00～22:00)	50 dB(A)以下
夜間 (22:00～5:00)	45 dB(A)以下

(4) 振動の基準値

当施設の振動に関する基準値は、敷地境界線において下表に示すとおりとする。

時間帯	基準値
昼間 (7:00～20:00)	60 dB 以下
夜間 (20:00～7:00)	55 dB 以下

(5) 悪臭の基準値

当施設の悪臭に関する基準値は、敷地境界線において下表に示すとおりとする。

項目	基準値
アンモニア	1.0 ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002 ppm 以下
硫化水素	0.02 ppm 以下
硫化メチル	0.01 ppm 以下
二硫化メチル	0.009 ppm 以下
トリメチルアミン	0.005 ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05 ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm 以下
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm 以下
イソブタノール	0.9 ppm 以下
酢酸エチル	3.0 ppm 以下
メチルイソブチルケトン	1.0 ppm 以下
トルエン	10.0 ppm 以下
スチレン	0.4 ppm 以下
キシレン	1.0 ppm 以下
プロピオン酸	0.03 ppm 以下
ノルマル酪酸	0.001 ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm 以下
イソ吉草酸	0.001 ppm 以下
臭気指数	10 以下

1.3.10 提出図書

本業務の実施に当たって、以下の図書を提出すること。(表 1-3-2 のとおり)

1) 着手時提出図書

次に示す図書を業務準備期間中に提出すること。

- (1) 業務着手届
- (2) 従事者名簿、職務分担表(有資格者一覧表含む。)
- (3) 連絡体制[平常時・緊急時]
- (4) 緊急時勤務体制
- (5) 業務準備期間中における学習計画書
- (6) 運転教育計画
- (7) 運転管理業務計画書
- (8) 運転計画表(令和6年度分の年間、月間)
- (9) 運転管理マニュアル
- (10) 維持管理業務計画書
- (11) 保守点検実施計画書
- (12) 清掃管理実施計画書
- (13) 安全衛生管理計画書
- (14) ダイオキシン類暴露防止に関する業務計画書
- (15) 事故対応マニュアル
- (16) 薬品購入届
- (17) その他委託者が指示する図書

2) 日間提出図書

受託者は次の書類を業務実施日の翌日に提出すること。

- (1) 運転日報(用役の収支実績含む。)
- (2) 始業前・終業運転日誌(各種日常点検表を含む。)
- (3) 維持管理上の報告事項
- (4) その他委託者が指示する図書

3) 月間提出図書

受託者は次の書類を毎月7営業日以内に提出すること。

- (1) 月間業務委託報告書
- (2) 運転実績(月間)
- (3) 運転月報(用役の収支実績含む。)
- (4) 当月の業務実績及び次月の業務計画(運転計画表[月間]含む。)
- (5) 保守点検結果報告書
- (6) 修繕記録
- (7) 清掃管理記録
- (8) 安全衛生管理報告書
- (9) 維持管理上の報告事項

- (10)月例報告会議事録
- (11)その他委託者が指示する図書

4) 随時提出図書

受託者は既に提出した図書に変更があった場合、遅滞なく必要な図書を提出すること。

5) 完成図書

受託者は、各年度業務完了に際して、完成図書(A 4 版)として次のものを提出すること。

なお、提出部数については発注者と協議の上決定すること。

また、完成図書については毎年度終了後の7営業日以内に、最終年度については業務実施期間内に提出すること。

- (1)業務完了届
- (2)運転管理業務報告書
- (3)運転実績（月間、年間）
- (4)維持管理業務報告書
- (5)保守点検結果報告書
- (6)修繕記録
- (7)清掃管理記録
- (8)安全衛生管理報告書
- (9)各種議事録
- (10)予備品・消耗品数量リスト
- (11)その他委託者が指示する図書

表 1-3-2 提出図書及び報告書一覧表

項目	提出時期					
	業務準備期間中	業務実施期間中				
	着手時	実施日毎	月末	年度末	随時	完了時
業務着手届	●					
業務完了届				●		●
従事者名簿、職務分担表(有資格者一覧表含む。)	●				●	
連絡体制[平常時・緊急時]	●				●	
緊急時勤務体制	●				●	
業務準備期間中における学習計画書	●					
運転教育計画	●					
運転管理業務計画書	●				●	
運転管理業務報告書				●		●
運転計画表 (令和6年度分)	●		●	●	●	
当月の業務実績及び次月の業務計画			●			
運転実績(月間、年間)			●	●		●
始業前・終業運転日誌(各種日常点検表を含む。)		●				
運転日報(用役の収支実績含む。)		●				
運転月報(用役の収支実績含む。)			●			
維持管理業務計画書	●				●	
維持管理業務報告書				●		●
維持管理上の報告事項		●	●		●	
保守点検実施計画書	●			●	●	
保守点検結果報告書		(速報)	●	●	●	●
修繕記録		(速報)	●	●	●	●
清掃管理実施計画書	●				●	
清掃管理記録			●	●		●
安全衛生管理計画書	●				●	
安全衛生管理報告書			●	●		●
ダイオキシン類暴露防止に関する業務計画書	●				●	
運転管理マニュアル	●				●	
事故対応マニュアル	●				●	
月間業務委託報告書			●			
月例報告会議事録			●			
各種議事録				●	●	●
予備品・消耗品数量リスト				●		●
薬品購入届	●				●	

1.3.11 検査及び請求

1) 月例報告会

委託者は契約締結の翌月から毎月7営業日以内に受託者の業務履行状況を確認するとともに、当施設の運転管理について協議するために月例定例報告会を開催するものとする。

なお、臨機の場合にはその都度開催するものとし、この場合の開催に関する発議は委託者と受託者双方に有するものとする。

2) 業務完了報告及び検査

受託者は、各月の業務を完了したときは、委託者に対して翌月の7営業日以内に「1.3.10 提出図書 3) 月間提出図書」に定めた図書を書類及び電子データで提出し、検査を受けなければならない。

3) 業務委託費の請求

委託者は、当施設の運転管理業務の委託費を業務実施期間にわたり受託者に毎月支払う。支払条件等の詳細については業務委託契約書によるものとする。

1.3.12 使用車両等

本業務の履行に際して必要な車両は、当施設の運転管理業務、維持管理業務の実施に支障のないものを受託者が用意すること。

1.3.13 事務室等の使用

- (1) 事務室等の使用に当たっては、常に善良な管理者として管理すること。
- (2) 事務室等の使用期間中、受託者の責任で汚損などがあった場合には、受託者の責任において直ちに修復すること。
- (3) 事務室等の使用に伴う光熱水費の使用については無償とするが、常に節約に努めること。
- (4) 事務室等は、常に清掃するとともに不要な物品等は整理、整頓して清潔に努めること。

1.3.14 支給品

- (1) 委託者が受託者に支給する品目は、次のとおりとする。
 - ① 電力、水道、燃料 (BDF)、潤滑油
 - ② 「第3章 運転管理業務」、「第4章 維持管理業務」に要する資材及び消耗品
- (2) 受託者は本業務を履行するに当たり、業務実施期間開始時に残存する機械・電気部品・薬品等を使用することができる。受託者は業務実施期間開始時に残存する機械・電気部品・薬品等の品目、数量を文書で委託者へ通知し、委託者及び受託者双方で確認することとする。
- (3) 受託者は、業務実施期間終了時に残存する機械・電気部品・薬品等の品目、数量を委託者に報告すること。

1.3.15 貸与品

- (1) 委託者が受託者に貸与する品目は、次のとおりとする。
 - ① フォークリフト (必要時に委託者に申し出ること。)
 - ② その他受託者の申し出により委託者が必要と認めたもの

- (2)受託者は、貸与品のリストを作成し、委託者へ提出すること。
- (3)受託者の過失による損傷、盗難、紛失等が発生した場合は、直ちに委託者に報告し、受託者が弁償するものとする。

1.3.16 受託者負担

受託者が負担する品目は、次のとおりとする。

- ①業務を履行するために必要な事務用品（事務机、通信機器〔電話回線やインターネット回線を含む。〕、プリンター等も含む。）
- ②記録書類を作成するために必要な事務機器類及び消耗品
- ③本業務の履行に必要な工具
- ④冷蔵庫、洗濯機、食器棚等、当施設内における受託者の生活関係備品一式
- ⑤受託者の従業員に対する福利厚生用品
- ⑥その他委託者及び受託者協議の上、定めたもの

1.3.17 機器の損傷

- (1)受託者の過失により設備・機器に損傷が生じた場合は、受託者の負担により設備・機器の修繕を行うこと。
- (2)受託者の過失によって機器・設備の修繕を実施したことにより、委託者がごみ処理を外部に委託した場合の処理委託費は、受託者の負担とする。

1.3.18 災害発生時等の協力

災害その他不測の事態により、「3.1.3 運転計画の作成」における計画処理量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を委託者が実施しようとする場合、受託者はその処理に協力しなければならない。ただし、その場合、廃棄物の処理に伴う費用等については、委託者と受託者の協議により別途定めるものとする。

なお、この廃棄物には、赤磐市で発生するもののほか、委託者が災害等発生時の支援に関する協定等を締結している他の自治体及び赤磐市の周辺自治体から発生するもののうち、委託者が処理する必要を認めるものを含む。

1.3.19 地域経済への配慮

本業務の履行に必要な各種資材・サービス等の調達・納品等に際しては、赤磐市内に所在する地元企業を活用するなど、業務実施期間中を通して地域経済へ貢献できるよう配慮すること。

1.3.20 本業務終了時の条件

以下の条件を満たした上で、本業務を終了すること。

1)業務の引継ぎ

- (1)本業務の引継ぎについては、受託者と次の受託者との間において行うものとする。
- (2)引継期間はおおむね1か月程度を基準とし、状況により引継期間の増減を行う。
- (3)次の受託者による運転管理業務の遂行に支障を来さないよう、本業務の完了前(令和11年3月31日まで)に、受託者が次の受託者に対する技術指導及び教育を責任を持って行うこ

と。

なお、実施に当たっては、委託者に事前に運転指導・教育計画書を提出し、承諾を得ること。

(4)本業務の引継ぎに係る費用は受託者の負担とする。

2)業務の引継ぎ確認

(1)本業務の引継ぎ確認については、委託者と受託者の双方で行うものとする。

(2)本業務の引継ぎ条件は、以下のとおりとする。

- ①ごみピット残量が、業務実施期間開始時と同程度であること。
- ②予定していた修繕が全て完了していること。
- ③管理範囲の清掃が完了していること。
- ④予備品、消耗品の数量を確認し、委託者に報告すること。
- ⑤貸与品が全て揃っていること。

第2章 運転管理体制の構築

第1節 組織計画

本業務に係る適切な組織体制を計画し、必要な有資格者及び人員を配置すること。

2.1.1 法定資格者の確保

受託者は、次の有資格者を従事者の中に確保して、業務を行うものとする。

なお、関係法令、所轄官庁の指導を遵守する範囲において、有資格者及び人員の兼任は可能とするが、資格業種によっては有資格者を複数配置すること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項に規定する技術管理者
- (2) 労働安全衛生法に基づくクレーン特別教育講習修了者（吊上げ荷重：5 t未満）（当施設において従事する者は全員修了していること。）
- (3) 労働安全衛生法に基づくダイオキシン類作業従事者特別教育修了者（当施設において従事する者は全員修了していること。）
- (4) 労働安全衛生法に基づく酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (5) 労働安全衛生法に基づく特定化学物質四アルキル鉛作業主任者
- (6) 消防法に基づく乙種第4類危険物取扱者（同等以上の有資格者で可とする。）
- (7) 労働安全衛生法に基づくフォークリフト技能講習修了者
- (8) 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育修了者（当施設において従事する者は全員修了していること。）
- (9) ガス溶接技能講習修了者
- (10) 玉掛け技能講習修了者
- (11) その他必要な資格

2.1.2 従事者の配置及び職務

従事者の配置及び職務は次のとおりとする。

1) 配置計画

従事者の配置計画は表 2-1-1 のとおりとし、以下に示す能力を有する人員を配置すること。

- (1) 責任者は、焼却施設全般に精通し、管理者としての業務経験を有するとともに、運転管理及び労働管理を円滑に遂行する能力を有すること。
- (2) 副責任者は、焼却施設全般に精通し、運転管理及び労務管理に関する十分な知識を有し、責任者の職務を代行できる能力を有すること。
- (3) 運転技術員は、責任者の管理指導のもと、専門技術をもって適正に機械装置の運転管理及び整備ができること。
また、機械又は電気に関する基礎知識を有し、現場設備の運転管理、保守点検、調整、簡易な修繕・修理及び清掃を円滑に行うこと。
- (4) 表 2-1-1 の人員配置のほか、委託者あるいは受託者が必要と認めた場合、事務員を配置し業務を円滑に行うよう努めること。

表 2-1-1 従事者の配置計画（参考）

役職		配置人数	職務内容
日勤者	責任者	1人	施設の総合管理（各種保守点検、休業者の補勤を含む。） 清掃業務責任者の代行及び補佐 点検業務責任者の補助及び点検の助勢
	保全業務員	2人以上	当施設の運転業務及び各種保守点検業務
直勤者	副責任者 （班長）	2人	責任者の代行（各班に1人） 当施設の運転業務及び各種保守点検業務
	運転技術員	4人以上	当施設の運転業務（2交代制、2人/班以上）

2) 責任者の職務

責任者は、現場の最高責任者として仕様書、その他関係書類により、業務の目的、内容等を十分に理解して職務を履行するとともに、従事者の指導、監督、教育並びに事故防止に努めること。

第2節 運転管理の実施体制

2.2.1 労務管理

- (1)受託者は、従事者の労務管理の一切の責任を持つとともに、業務の公共的使命を自覚し、適正な労務管理を行うこと。
- (2)受託者は、従事者の服装を統一し、作業に安全かつ清潔な被服を着用し、名札を常時装着すること。

2.2.2 従事者の届出及び変更

受託者は、業務に従事する者の氏名、資格及び分担等を書面により委託者に届け出、承諾を受けること。

また、法定有資格者などに異動がある場合も同様とする。

2.2.3 責任者の選任

受託者は、従事者の中から責任者及び副責任者を選任し、氏名、資格及び分担等を書面により委託者に届け出ること。

また、異動がある場合も同様とする。

2.2.4 連絡体制

平常時及び緊急時の委託者等への連絡体制を整備し、報告すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに委託者に報告すること。

2.2.5 緊急時の勤務体制

受託者は、以下に示す緊急事態に備えて、勤務外従事者が非常招集に応じられる体制を確立し、委託者の承諾を得ること。

【対象となる緊急事態】

- ①警備保障の警報対応時
- ②大雨・台風等の緊急事態発生時
- ③受託者が別途提出するマニュアルに基づくもの

第3章 運転管理業務

3.1.1 目的

「1.3.1 業務実施条件」及び「1.3.10 提出図書」を踏まえ、当施設の各設備を適切に運転し、施設の機能（「1.3.7 施設機能の確保」参照）を発揮し、関係法令（「1.2.5 関係法令等の遵守」参照）、焼却条件及び公害防止条件（「1.3.9 焼却条件及び公害防止条件」参照）を遵守しながら搬入される廃棄物を適切に処理するとともに安定的かつ経済的な運転に努めること。

3.1.2 運転管理マニュアルの作成・管理

運転管理マニュアル（「1.3.10 提出図書」参照）を以下に沿って作成・管理すること。

- (1) 当施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定するとともに、操作手順、方法について取扱説明書に基づいて規準化した運転管理マニュアルを作成し、委託者の承諾を得ること。
- (2) 当施設の運転状況にあわせ、運転管理マニュアルを随時改善し、委託者の承諾を得ること。

3.1.3 運転計画の作成

運転計画表（年間、月間）（「1.3.10 提出図書」参照）を以下に沿って作成すること。

- (1) 委託者と協議の上、計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、委託者に提出すること。
- (2) 年間運転計画に基づく月間運転計画を毎月作成し、委託者に提出すること。
- (3) 作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、委託者と協議の上、計画を変更すること。

3.1.4 運転条件

以下に示す運転条件及び作成した運転管理マニュアルに基づき、当施設を適切に運転管理すること。

1) 年度別計画搬入量

年度別計画搬入量は、委託者より年度毎に別途提示する。

2) 稼働条件

稼働条件は、原則として以下のとおりとする。

- (1) 搬入される廃棄物を滞りなく処理すること。
- (2) 表 3-1-1 に示す条件を前提とすること。
- (3) 表 3-1-1 に定めた条件以外に不可抗力等により運転を行う必要がある場合、また、本仕様書に記載されたごみ質又はごみ搬入量が大幅に超過する等、委託者が必要と認めた場合の業務については受託者と協議の上、運転を行うものとする。
- (4) 上記(1)～(3)に定めた条件以外に委託者又は受託者それぞれの事由により、運転を停止せざるを得ない場合、委託者と受託者の双方で協議の上、運転を停止することができる。

【運転を停止する事由】

（委託者側）：施設全体の運用において、当施設の運転を停止しなければならない場合

（受託者側）：天災等による不可抗力により、運転を行うことができない場合

表 3-1-1 稼働条件

稼働条件	該当期間
運転日	月曜日～金曜日 祝日(下記の運転停止日に該当する場合は除く。) 上記の他、委託者が指定する日
運転停止日	土曜日、日曜日 12月30日～翌年1月3日 上記の他、委託者が指定する日

3) 運転時間

- (1) 「4.1.3 保守点検」を実施する日を除き、運転(処理)は、表 3-1-2 に示す時間を基本として午前6時から午後10時までの16時間運転とする。
- (2) 表 3-1-2 に示す以外の時間帯(午前6時から午後10時まで)に運転(処理)する場合は、事前に委託者と協議を行い、承諾を得ること。

表 3-1-2 運転時間

内容/時間	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
立上準備	←6:00以前の任意の時間																
運転(処理)	16時間(6:00～22:00までの時間) →6:00以降立上開始																
立下後片付	22:00までに立下完了→ 22:00以降の任意の時間→																

4) 焼却条件及び公害防止条件

「1.3.9 焼却条件及び公害防止条件」参照。

3.1.5 ごみピットの攪拌

搬入されるごみの均質化と均一化を図るため、ごみピットの攪拌を十分に実施すること。

3.1.6 可燃性粗大ごみ破砕物の処理

- (1) 委託者が可燃性粗大ごみ破砕機を運転し、可燃性粗大ごみ破砕物をごみピットへ投入する。
- (2) 受託者は、ごみピットへ投入された可燃性粗大ごみ破砕物を焼却処理すること。
- (3) ごみピットへ投入される可燃性粗大ごみ破砕物が当施設の運転管理に支障を来す状況である場合は、委託者へ連絡し、対応を求めること。

3.1.7 例外的な処理対象物の処理

例外的な処理対象物(動物、災害廃棄物等)については、委託者の管理者が特別に認めた場合には、委託者と受託者が協議の上、これを処理すること。

3.1.8 適正運転

関係法令や「1.3.9 焼却条件及び公害防止条件」を満たして運転していることを、施設に備え付ける公害監視計器のデータや、委託者が実施する検査等の結果によって確認すること。

3.1.9 適正処理

- (1)搬入された廃棄物を「3.1.4 運転条件」に沿って適正に処理すること。
- (2)排出される焼却灰、飛灰処理物を関係法令、公害防止条件、搬出先の受入条件を満たすように適切に処理し、そのことを確認すること。

3.1.10 搬出物の性状管理

- (1)委託者が実施する検査等の結果によって、焼却灰、飛灰処理物の性状を確認すること。
- (2)焼却灰、飛灰又は飛灰処理物の運搬費・処理処分費を抑制するため、搬出量(運搬量)を可能な限り抑制するための運転を行うこと。

3.1.11 搬出車両への積込

- (1)当施設からの場外搬出物(焼却灰、飛灰又は飛灰処理物、鉄分・セメント不適物)を委託者が指定する搬出車両へ積込むこと。
- (2)搬出車両から運搬物が落下・飛散しないように積込を行うこと。
- (3)場外搬出物(焼却灰、飛灰、飛灰処理物、鉄分・セメント不適物)の貯留量を把握し、貯留量の管理を行うこと。なお、貯留量が貯留装置の上限を超えるおそれがある場合は、委託者へ連絡すること。

3.1.12 薬品購入

- (1)今契約を履行するために必要な薬品を購入し適正に使用すること。
- (2)使用薬品は現行使用している物とするが、表 1-3-2 に挙げる薬品購入届を提出すること。
- (3)現行使用している薬品より高性能な物を使用する場合には、当施設で試験運用を行い現行と比較できる成績証明書を提出し委託者の許可を得ること。
- (4)試験運用を行う場合、薬品の証明書及び類似施設での使用成績結果表等により高性能である届出を委託者に提出し許可を受けた後に行うこと。

第4章 維持管理業務

4.1.1 目的

「1.3.1 業務実施条件」及び「1.3.10 提出図書」を踏まえて、当施設の設備機器を適切に維持管理することにより、機器の故障などを未然に防止して運転管理業務を確実に履行するとともに、各機器の耐用年数を確保して当施設の長寿命化を図るために実施するものである。

4.1.2 維持管理業務の内容

維持管理業務は、以下の保守点検、修繕、清掃管理より構成される。

(1) 保守点検

- ① 日常点検
- ② 週例点検
- ③ 月例点検
- ④ 年次点検(総合保守点検整備)
- ⑤ 法定点検

(2) 修繕

(3) 清掃管理

4.1.3 保守点検

1) 保守点検の考え方

- (1) 機器の故障などを未然に防止して「第3章 運転管理業務」を確実に履行するとともに、各機器の耐用年数を確保して当施設の長寿命化を図るために実施するものである。
- (2) 全ての保守点検は、「第3章 運転管理業務」の効率性を考慮し計画すること。原則として、同時に休止を必要とする設備機器の点検は同時に行うこと。
- (3) 当施設の各種機器が常に正常に作動するよう、調整、油脂類の補給交換、消耗品の交換、清掃等の保守に努めること。
- (4) 異常を発見した場合は、委託者に報告の上、指示に従い措置し、経過を報告すること。

2) 保守点検実施計画書の策定

- (1) 施設の運転管理業務に支障がなく、効率的に実施できる保守点検の内容、実施時期等についてまとめた保守点検実施計画書を策定し、委託者の承諾を得ること。
- (2) 保守点検実施計画書は、受託者が実施する保守点検の結果及び委託者が実施する補修及び機器更新の結果に基づき毎年度更新すること。更新した保守点検実施計画書について、委託者の承諾を得ること。

3) 保守点検結果の記録及び報告

- (1) 保守点検に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた期間又は委託者との協議による期間保管とすること。
- (2) 「1.3.10 提出図書」に基づいて保守点検結果報告書を作成し、委託者に提出すること。

4) 日常点検

- (1) 機器保全を目的とし、主として巡回点検による目視、触感、確認を重視して行うこと。

(2)「添付資料2 日常点検内容[31 ページ参照]」に基づいて点検を実施すること。

5) 週例点検

(1) 休炉から立ち上げる前の機器の確認を主として毎月曜日に実施すること。

(2)「添付資料3 週例点検内容[35 ページ参照]」に基づいて点検を実施すること。

6) 月例点検

(1) 機器の状況を確認するために、毎月の初めに実施すること。

(2) 月例点検に併せて委託者が指定する箇所のケーシングの板厚検査を行うこと。

(3)「添付資料4 月例点検内容[36 ページ参照]」に基づいて点検を実施すること。

7) 年次点検(総合保守点検整備)

(1)「添付資料5 年次点検(総合保守点検整備)内容[39 ページ参照]」に基づいて実施すること。

(2) 年次点検(総合保守点検整備)の実施に際しては以下を遵守すること。

① 保守点検実施計画に基づき、毎年度1回実施すること。

② 実施時期については、(3)に示す「結果報告及び次年度の工事費」を毎年9月中旬までに委託者へ報告できるよう調整すること。

③ 施設全体の性能を判断及び確認するために対象機器の状態を判断できる技術員にて実施すること。

④ 当施設の維持管理上、重要と判断される機器については、当施設を設計・施工したプラントメーカー等の助言を参考に、専門的知識を有する設備機器の製作メーカー等の技術員に点検を行わせること。

⑤ 点検に併せて簡易な部品交換を実施すること。

⑥ 点検時に発生する廃油については、委託者が指定する廃油置場に指定した容器で保管すること。

⑦ 点検時に必要な消耗品等は受託者が予め準備しておくこと。

(3) 年次点検(総合保守点検整備)結果報告の作成に際しては以下を遵守すること。

① 結果を簡潔にとりまとめ、写真、点検結果(測定記録・交換部品含む)を添付すること。

② 次年度に交換又は補修等を推奨する機器及び部品についてリストを整理し、その工事費を別途提出すること。

8) 法定点検

表 3-2-1 に示す機器及びサイクルで、法定点検を実施すること。

表 3-2-1 対象機器及び実施サイクル

対象機器	実施サイクル(●: 予定)					備考
	R6	R7	R8	R9	R10	
非常用発電機	●	●	●	●	●	消防法に基づく機能点検(6か月毎)及び総合点検(1年毎)

4.1.4 修繕

日常点検、週例点検及び月例点検等により発見した不具合箇所、または経年劣化、故障などに

より発生した破損箇所のうち、当施設の備付け工具、支給材料、予備品等を用いて修繕が可能なものについては、委託者と修繕内容、時期、その他必要事項を協議の上、処置すること。

ただし、緊急を要する場合は応急処置を行うとともに、委託者に報告し指示を受けること。

4.1.5 清掃管理

設備機器及び施設内の清掃管理実施計画書を策定し、委託者の承諾を得ること。

1) 設備機器の清掃管理

設備機器の閉塞や故障などを未然に防止して「第3章 運転管理業務」を確実に履行するため、表 3-2-2 及び「添付資料6 設備機器清掃箇所、施設内清掃箇所[44 ページ参照]」に示す設備機器の清掃を実施すること。

表 3-2-2 清掃対象機器

設備名	清掃箇所	実施頻度
燃焼設備	ストーカ部	2ヶ月毎
	乾燥下シュート	
	燃焼前段下シュート	
	燃焼後段下シュート	
	乾燥下シールダンパ	
	燃焼前段下シールダンパ	
	燃焼後段下シールダンパ	
	排出ダンパ	
燃焼ガス冷却設備	炉出口煙道部	2ヶ月毎
	ガス冷却室側壁部	
	ガス冷却室底部	
	ガス冷却室出口煙道部	
排ガス処理設備	ガス冷却室下シールダンパ	3ヶ月毎
	ポペットダンパ底部	
通風設備	バグフィルタホッパ部	1ヶ月毎(毎月)
	空気予熱器伝熱管	1ヶ月毎(毎月)
	空気予熱器清掃装置部	
	排ガス減温用空気加熱器伝熱管	
	排ガス減温用空気加熱器清掃装置部	
	熱交下シールダンパ清掃	3ヶ月毎
煙突入口煙道		
灰出し設備	煙突底部	3ヶ月毎
	混練機及び出口シュート部	
	養生コンベヤリターン部及び出口シュート部	
	主灰バンカシュート部	
	セメント化不適物リターン部及び出口シュート部	
各振分ダンパ清掃		

2) 施設内の清掃管理

施設内の美化に努めるとともに、「第3章 運転管理業務」を確実に履行するため、表 3-2-3 及び「添付資料6 設備機器清掃箇所、施設内清掃箇所[44 ページ参照]」に示す範囲について日常清掃を随時実施すること。

表 3-2-3 清掃対象機器

分類	清掃箇所
工場棟1階	玄関
	階段室
	男子便所、女子便所
	炉室
	送風機室
	灰積出室
	電気室(受電室)
	非常用発電機室
	排水処理室
	脱硝装置室
	脱臭装置室
工場棟2階	階段室
	廊下
	洗濯乾燥室
	休憩室(給湯室、仮眠室含む)
	男子更衣室
	脱衣室(浴室含む)
	男子便所
	炉室(2階部以上の機械デッキ、歩廊部を含む)
	灰バンカ室(2階部以上の機械デッキ、歩廊部を含む)
	温水ポンプ室
	工作室兼倉庫
前室(居室スペースの廊下と炉室を接続する前室)	
工場棟3階	階段室
	書庫
	倉庫
	作業員便所
	炉室(機械デッキ、歩廊部)
	灰バンカ室(機械デッキ、歩廊部)
	中央制御室兼事務室(湯沸室含む)
	前室(中央制御室兼事務室と電気室・炉室を接続する前室)
	電気室
	クレーン操作室窓拭き用歩廊
	クレーン操作室窓(ごみピット側)
見学者窓(ごみピット側、炉室側、灰バンカ室側)	
工場棟4階	投入ホッパ室(No.1、No.2ごみクレーン歩廊部を含む)
	炉室(機械デッキ、歩廊部を含む)
	灰バンカ室(機械デッキ、歩廊部を含む)
	燃料サービスタンク室
前室(燃料サービスタンク室と投入ホッパ室を接続する前室)	

第5章 安全衛生管理業務

5.1.1 当施設の安全衛生管理業務

「1.3.1 業務実施条件」及び「1.3.10 提出図書」を踏まえて、労働災害の防止と衛生の確保及び従事者の健康管理を適切に進め、次の目的を達成するため法令に定められた管理を実施すること。

- (1)労働災害防止のための危害防止基準を確立すること。
- (2)責任体制の明確化及び自主活動の促進を図ること等の総合的・計画的な対策を推進することによって、労働者の安全と健康を確保すること。
- (3)快適な職場環境の形成を促進すること。

5.1.2 労働安全衛生管理

- (1)従事者に対し労働安全衛生の指導と意識の向上を図り、事故の防止と適正な作業環境の確保に努めること。
- (2)従事者の健康管理を十分に行うこと。
- (3)労働基準法に基づき定期健康診断を定められた回数を実施し、記録原本を事業所に保管するとともに、実施日、実施内容を書面にて委託者へ報告すること。
- (4)従事者に対して定期的に安全衛生教育を実施し、実施日、実施内容を書面にて委託者へ報告すること。

5.1.3 安全衛生保護用機材の準備

本業務の履行に必要な安全衛生保護用機材のうち、従事者が装着する安全保護具は、受託者の責任において常備し、適切に維持管理すること。

なお、主な安全衛生保護用機材等は次のとおりとする。

- ①ヘルメット
- ②防塵メガネ
- ③防塵・防毒マスク及び取替用フィルターカートリッジ
- ④化学防護服（タイベックプロテック相当品）
- ⑤安全帯
- ⑥安全靴
- ⑦プレッシャデマンド型エアラインマスク
- ⑧その他手袋等必要な安全衛生用機材

5.1.4 事故等の処理

本業務履行中の事故、故障、人身事故又は火災等の災害が発生した場合は、直ちに応急処置を行うとともに、委託者にその顛末を速やかに連絡し、指示を受けなければならない。

また、事態の経緯については遅滞なく書面にて委託者へ報告すること。

第6章 その他関連業務

6.1.1 当施設のその他関連業務

「1.3.1 業務実施条件」及び「1.3.10 提出図書」を踏まえて、自ら提案する仕様、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

6.1.2 火災の防止

火災を未然に防止するため、火気の適正な取扱い及び後始末を徹底すること。

6.1.3 盗難の防止

設備機器、備品等の盗難防止及び委託者の管理範囲内への不審者の侵入防止のため、施錠管理を行うこと。

- (1) 設備機器、貸与品、支給材料及び予備部品等については、台帳による管理を実施するとともに、定期的に確認点検を行うこと。
- (2) 当施設内への不審者侵入防止に努めること。

6.1.4 廃棄物の管理

本業務の履行に伴って当施設から発生する廃棄物(廃油等)を適切に管理すること。

6.1.5 住民対応

- (1) 周辺の住民の信頼と理解、協力を得られるよう、受託者は常に適切な運転管理を行うこと。
- (2) 環境保全協定書を十分理解し、これを遵守すること。
- (3) 委託者が必要と認めた場合には、周辺住民との協議の場等に参加し、委託者の補助として対応すること。
- (4) 当施設の運転管理に関して住民等から直接に受託者へ意見等があった場合、初期の対応を適切に行い、その後の対応を委託者へ引き継ぐこと。

なお、本業務の業務範囲に係る住民等からの意見等があった場合は、委託者から受託者へ指示するので、必要な措置を講ずること。

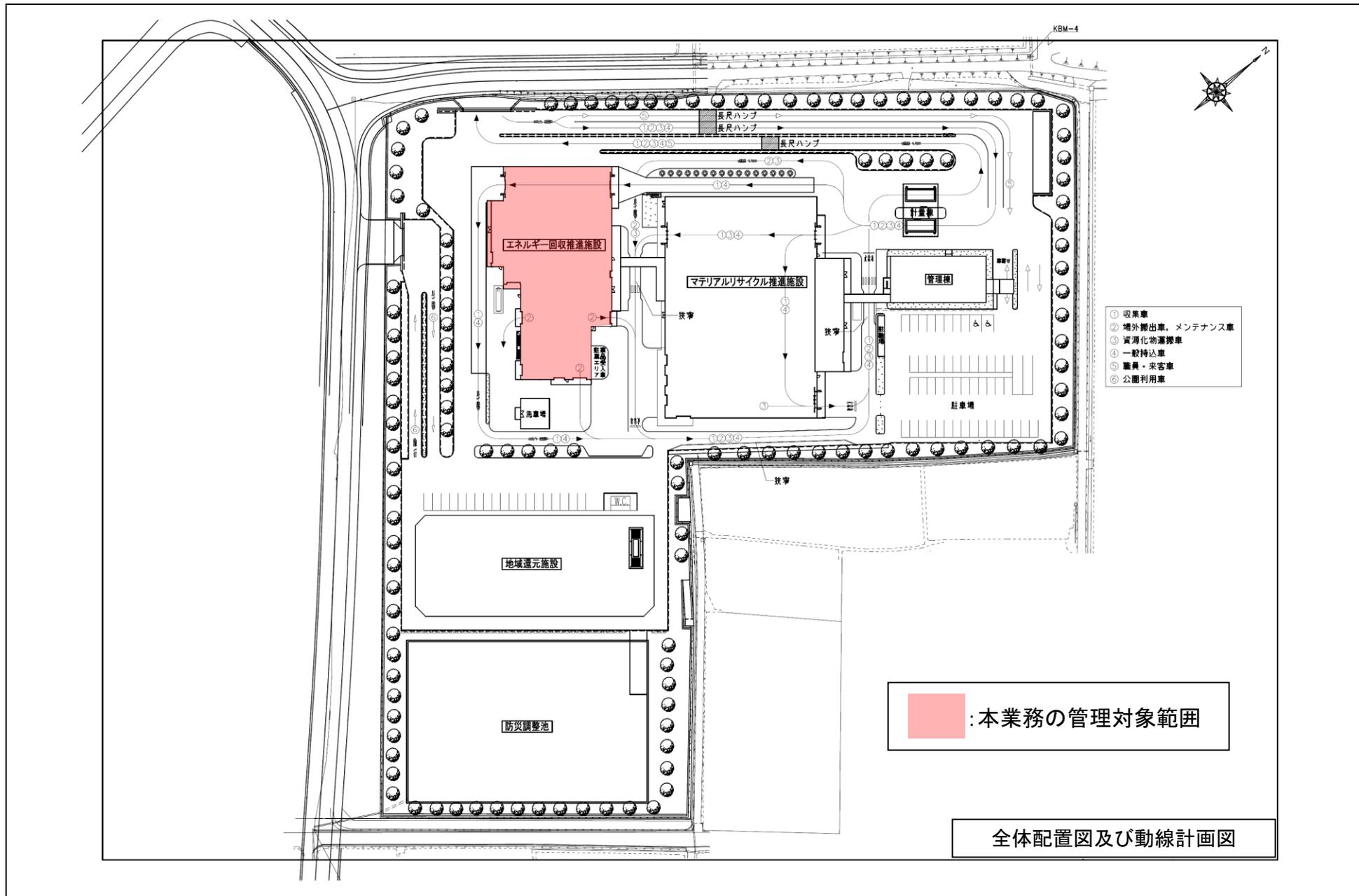
6.1.6 見学者対応

- (1) 見学者への対応に際し、委託者が必要と認めた場合には、委託者の補助として同行し、連携して適切に対応すること。
- (2) 委託者の補助として、見学者対応のための資料作成に協力すること。

添付資料

- 添付資料 1 本業務の管理対象範囲
- 添付資料 2 日常点検内容
- 添付資料 3 週例点検内容
- 添付資料 4 月例点検内容
- 添付資料 5 年次点検(総合保守点検整備)内容
- 添付資料 6 設備機器清掃箇所、施設内清掃箇所

添付資料1 本業務の管理対象範囲



全体配置図及び動線計画図

添付資料2 日常点検内容

【始業前点検・終業点検】(1/1)

始業前点検		
	機器名称	点検内容
5F	1号ガス冷ノズル	始業前・終業点検日誌に基づく
	2号ガス冷ノズル	
2F	1号炉前覗き窓・監視カメラ窓	
	2号炉前覗き窓・監視カメラ窓	
	1号再燃・助燃バーナー	
	2号再燃・助燃バーナー	
	ノズル冷却フロア	
	1号空気予熱器下シュート	
	2号空気予熱器下シュート	
	1号排ガス減温用シュート	
	2号排ガス減温用シュート	
	1号バグフィルタノッカー	
2号バグフィルタノッカー		
1F	脱臭装置	
	1号噴射水加圧ポンプ	
	2号噴射水加圧ポンプ	
4F ホツパ室	No.1・2 ごみクレーン	
	ピット内酸素・硫化水素測定	

終業点検		
	機器名称	点検内容
4F ホツパ室	No.1・2 ごみクレーン	始業前・終業点検日誌に基づく
	押込空気ダクト	
	脱臭装置吸込口	
	ホツパステージ	
灰バンカ室	クレーン、見学者窓	
	振分けダンパ	
3F	1号バグフィルタホツパ部	
	2号バグフィルタホツパ部	
2F	局所集塵機パルス	
	熱交下ペール缶	
	工作室工具	
	ノズル冷却フロア	
	1号バグフィルタノッカー	
	2号バグフィルタノッカー	
中央	プラットホームへの扉	
	脱臭装置運転	
	排ガス減温ダンパ操作	

添付資料2 日常点検内容

【巡回点検】(1/3)

機器名称	点検内容・項目	実施頻度
給塵装置	日常点検表に基づく	日常点検表に基づく (1日3回)
ホッパーゲート		
ろ液噴霧ノズル		
バーナー流量計		
ガス冷下コンベヤ		
尿素噴霧ノズル		
助燃油サービスタンク		
補助ボイラ		
薬剤噴霧ライン		
ガス冷却塔		
空気予熱器清掃装置		
排ガス減温用空気加熱器清掃装置		
ポペットダンパ		
バグフィルタダイヤフラム弁		
飛灰搬送コンベヤ		
給湯用温水ポンプ		
足湯用温水ポンプ		
給湯用温水発生ポンプ		
補助用ボイラ温水ポンプ		
温水タンク		
防臭剤タンク		
防虫剤タンク		
乾燥ストーカ・シリンダ周り		
炉周り		
燃焼操作盤		
炉内監視カメラ		
ダンパーヒーター操作盤		
飛灰搬送装置操作盤		
バグフィルタ操作盤		
エアーサブタンク		
分析計		
HCL測定器		
HCLパーズ流量計		
空気予熱器下ダンパ		
排ガス減温用空気加熱器下ダンパ		
熱交下コンベヤ		
バグフィルタロータリーバルブ		

添付資料2 日常点検内容

【巡回点検】(2/3)

機器名称	点検内容・項目	実施頻度
バグフィルタテーブルフィーダー	日常点検表に基づく	日常点検表に基づく (1日3回)
飛灰搬送コンベヤ		
灰搬出操作盤電流値(A)		
燃焼ストーカ・シリンダ周り		
灰搬出ダンパ		
灰搬出給水弁		
落塵コンベヤ		
後燃下ダンパ		
燃焼下ダンパ		
乾燥下ダンパ		
灰バンカ		
処理・セメント不適物コンテナ		
セメント不適物バンカ		
処理物バンカ		
No.1 灰搬出コンベヤ		
No.2 灰搬出コンベヤ		
変電室		
スクリーン槽		
曝気ブロウ		
汚水受槽ブロウ		
排水処理制御盤		
流量調整槽		
PH調整槽		
栄養剤タンク		
硫酸タンク		
濾過塔		
濾過ポンプ		
ポンプ操作盤電流値(A)		
噴射水ポンプ		
機器冷却水ポンプ		
プラント用水ポンプ		
消化ポンプ		
ろ液噴霧ポンプ		
ろ液貯留槽		
尿素水注入ポンプ		
尿素水希釈水ポンプ		
希釈水槽		

添付資料2 日常点検内容

【巡回点検】(3/3)

機器名称	点検内容・項目	実施頻度
尿素水槽	日常点検表に基づく	日常点検表に基づく (1日3回)
燃料移送ポンプ		
灯油地下タンク		
脱臭装置		
押込送風機		
排ガス減温用送風機		
誘引送風機		
二次送風機		
送風機操作盤		
油圧装置		
雑用コンプレッサー(共用)		
室内温度計		
レシーバータンク		
油圧装置ユニット操作盤		
セメント不適物バンカ		
セメント不適物振分ダンパ		
主灰バンカ		
キレートタンク		
キレート供給ポンプ		
有害ガス除去装置盤		
薬品定量供給装置		
薬品定量攪拌機		
薬品供給ブロワ		
養生コンベヤ		
セメント不適物コンベヤ		
主灰振分ダンパ		
主灰バンカ		
混練機		
飛灰処理装置操作盤		
飛灰薬剤処理用定量供給装置		
局所集塵機下ロータリーバルブ		
No.2 灰搬出コンベヤ		
局所集塵機		
飛灰搬送コンベヤ		
飛灰貯留槽		
薬品貯留槽		

添付資料3 週例点検内容

【週例点検】(1/1)

機器名称	点検作業内容・点検要領	実施頻度
ろ過式集じん器	週例点検チェックリストに基づく	毎週1回
有害ガス除去装置		
炉内(空冷壁)		
給じん装置		
燃焼装置		
ダブルフラップダンパ		
灰冷却装置		
灰搬出装置		
飛灰搬出装置 No.1		
飛灰搬出装置 No.2		
セメント不適物コンベヤ		
噴射水ノズル		
ガス冷却室		
ごみ汚水ろ過器ドレン作動		
噴射水加圧ポンプ		
エアシャワー		
局所排気装置		
飛灰加湿装置		
ろ液噴霧ポンプ		
HCL 計		
NO _x 、SO _x 、CO、O ₂ 分析計		
計装用空気圧縮機		
ごみクレーン		
空冷壁出口ダンパ		

添付資料4 月例点検内容

【月例点検】(1/3)

機器名称		点検箇所・項目・内容等	実施頻度
要月例点検	有害ガス除去装置	要月例点検表に基づく	月1回(毎月)
	噴射水ポンプ		
	消石灰ホース		
	炉周り		
	ガス冷塔		
	脱硝装置		
	シールダンパ		
	pH 検出器(電極)		
ごみクレーン	ランウェイ	クレーン月例点検表(No.1)、(No.2)に基づく	月1回(毎月)
	クラブトロリー		
	クレーンガード		
	横行・走行給電装置		
	電動油圧バケット		
	ワイヤロープ		
	総合動作		
	操作盤(現場)		
	操作室(中央)		
	電気室(動力盤)		
コンベヤ	落塵コンベヤ	コンベヤ月例点検表1に基づく	月1回(毎月)
	灰搬出装置	コンベヤ月例点検表2に基づく	
	熱交下コンベヤ		
	不適物コンベヤ	コンベヤ月例点検表3に基づく	
	ダストコンベヤ		
	排ガス減温用空気加熱器 下シールダンパ		
シールダンパ	灰排出ダンパA	ダンパ月例点検表1に基づく	月1回(毎月)
	灰排出ダンパB		
	乾燥下シールダンパ		
	燃焼前段下シールダンパ	ダンパ月例点検表2に基づく	
	燃焼後段下シールダンパ		
	ガス冷下シールダンパ		
バーナー	助燃バーナー	バーナー月例点検表に基づく	月1回(毎月)
	再燃バーナー		
灰バンカ	油圧装置	灰バンカ月例点検表に基づく	月1回(毎月)
	バンカ		
	スイッチ・ケーブル		

添付資料4 月例点検内容

【月例点検】(2/3)

機器名称		点検箇所・項目・内容等	実施頻度
ポンプ	噴射水加圧ポンプ	ポンプ類月例点検表に基づく	月1回(毎月)
	ろ液噴霧ポンプ		
	ごみピット散水ポンプ		
	プラント給水ポンプ		
	助燃油移送ポンプ		
	機器冷却ポンプ		
	ごみ汚水ピット移送ポンプ		
送風機	誘引通風機	送風機月例点検表1に基づく	月1回(毎月)
	排ガス減温用送風機		
	押込送風機	送風機月例点検表2に基づく	
	二次送風機		
	脱臭送風機	送風機月例点検表3に基づく	
排水処理設備	スクリーン槽	排水処理設備月例点検表に基づく	月1回(毎月)
	汚水受槽		
	流量調整槽		
	pH調整槽		
	pH調整槽(薬注関係)		
	接触酸化槽		
	接触酸化槽(薬注関係)		
	接触酸化ブロワ		
	沈殿槽		
	一次処理水槽		
	砂ろ過装置		
	タンク攪拌機		
飛灰処理装置	飛灰処理制御盤	飛灰処理装置設備月例点検表に基づく	月1回(毎月)
	処理灰搬送コンベヤ		
	サブホッパー		
	混練機		
	薬品供給装置		
	水供給装置		
	集塵装置制御盤		
	集塵装置		
油圧装置 (火格子駆動装置)	油圧ユニット	油圧装置月例点検表(1・2号火格子駆動装置)に基づく	月1回(毎月)
	オイルタンク		
	ライン		
	1号・2号駆動装置		

添付資料4 月例点検内容

【月例点検】(3/3)

機器名称		点検箇所・項目・内容等	実施頻度
油圧装置 (灰バンカ駆動装置)	1・2号灰バンカ	油圧装置月例点検表(灰バンカ駆動装置)に基づく	月1回(毎月)
	1・2号飛灰バンカ		
	水受け		
	2・3号灰バンカ		
空気予熱器	チューブ	熱交換器チューブ点検表に基づく	月1回(毎月)
	清掃装置		
排ガス減温用 空気加熱器	チューブ	熱交換器チューブ点検表に基づく	月1回(毎月)
	清掃装置		
有害ガス除去装置	空送ブロフ	有害ガス除去装置月例点検表に基づく	月1回(毎月)
	攪拌装置		
	供給装置		
	バグフィルタ逆洗用エア		
	サイロエアレーション		
	切出・吹込状態		
圧送ライン			

添付資料5 年次点検(総合保守点検整備)内容

1. 年次点検(総合保守点検整備)の内容

年次点検(総合保守点検整備)の対象機器は次のとおりとし、点検項目は外観、作動、異音、振動、耐熱、肉厚、軸芯等を中心に計測し、その記録を報告書として提出する。

なお、分析計及び空気圧縮機の点検整備については各年度において交換部品内容が異なるため、さらに整備交換部品の一覧を添付する。

土木・建築設備(水槽・給排水・換気・空調・照明コンセント・放送設備・建屋全般・ごみ受入施設・屋根防水)は点検対象外とする。

2. 年次点検(総合保守点検整備)の対象機器及び点検整備内容

1) 受入供給設備(対象機器の状態を判断できる技術員による点検)

(1) ごみ投入扉(3基)

- 扉外観
- ヒンジの変形、摩耗
- シールゴムの劣化
- ゲートレールの摩耗、変形
- オイルのにじみ、漏れ
- 高圧ホース
- ゲートシリンダー固定ねじの緩み
- リンク部の摩耗
- リードスイッチの取付状態、作動状態

(2) ダンピングボックス本体(1基)

- 本体の変形、摩耗
- 動作状況

(3) ダンピングボックスゲート(1基)

- ゲート外観
- レール部の腐食、摩耗
- レール車輪の摩耗
- ワイヤーの状態
- ウィンチの乱巻
- リミットスイッチの取付状態
- リミットスイッチの作動状態

(4) 油圧ユニット(1基)

- 油タンク油面の状態
- 作動油の汚れ、白濁の状態
- 圧力計の状態
- ラインフィルタの目詰まり状態
- 機器配管継ぎ手部からの漏れ
- 電磁弁の状態
- 高圧ホースの状態

(5) 可燃性粗大ごみ破砕機(1基)

- 外観状況

- 機器本体各部取付ボルトの取付状態
- 架台取付ボルトの取付状態
- 軸受部給脂状況
- 減速機油量
- 本体ギヤボックス油量
- Vベルト張り、芯ずれ点検
- 電動機・センサコードの結線状態
- ギヤカップリング取付状況
- カッタ摩耗状況
- クリーニングフィンガ損傷状況
- 排出部の状況
- 運転状態
- 無負荷電流
- 軸受部温度
- 稼働時間

(6) ダンピングリフト(1基)

- 外形(変形、破損状況)
- 支柱(ブラケット破損状況)
- 基礎等締付ボルト、ナット緩み状況
- 発錆状況
- 振動、異音の発生状況
- 各部作動状況
- 軸受給油状況
- 油圧ユニット作動油量
- 油圧ユニットの油漏れ(配管)
- 油圧配管の各継手の損耗状況
- 油圧ホースの損耗状況
- 油圧シリンダ作動状況
- 電磁弁作動状況

(7) ごみクレーン(2基)

- 構造部分、機械部分、電気部分の異常の有無
- 巻上・横行・走行・油圧装置の異常有無
- ワイヤロープまたは吊りチェーンの異常の有無
- 吊り具の異常の確認
- 基礎の異常の有無
- 荷重試験(定格荷重に相当する荷重の荷を吊って行う荷重試験)
- 機器主要部(クレーン及びバケット)の予防保全の観点から消耗摩擦部品(支給品)の交換

(8) 薬品供給ポンプ及びタンク(2組)

2) 燃焼設備(対象機器の状態を判断できる技術員による点検)

(1) ごみ焼却炉(2基)

- 炉ケーシングの肉厚測定
- ロストルの焼損状態の確認

- 耐火物の摩耗・剥離・亀裂の確認
 - ストーカー駆動部・ローラー・レールの摩耗状況の確認
- (2)バーナー(4台)
- (3)油圧ユニット(1台)
- (4)油圧駆動装置(2系統)
- (5)燃料移送ポンプ(2台)
- 3)ガス冷却設備(対象機器の状態を判断できる技術員による点検)
- (1)ガス冷却室(2基)
- ケーシングの肉厚測定
 - ガス冷却噴霧ノズルの噴霧状況確認
 - 噴霧水制御弁の外観、動作状況
 - 噴霧ノズル、外部ケーシング及び耐火物の摩耗、剥離、亀裂状況などの点検
- (2)噴射水加圧ポンプ(3台)
- 給油状況、グランドパッキン(支給品)などの点検交換
- (3)噴射水槽
- レベル計、給水用電磁弁の動作確認
- 4)排ガス処理設備(専門的知識を有する設備機器の製作メーカー等による点検)
- (1)バグフィルタ(2基)
- ろ布性状試験:各基1本(交換ろ布支給)
 - 各所パッキン類、消耗品の取替
 - 制御盤時間・温度・差圧・圧力設定の確認
 - 切替ダンパの動作・状況確認
 - 外内部ケーシング及びろ布の取付状況、加温装置など付帯機器の状態点検
- (2)有害ガス除去装置
- 消石灰供給装置切出量測定確認
 - 消石灰サイロ(1基)点検
 - 消石灰供給装置(2基)点検
 - 消石灰供給ブロワー(3台)点検
- (3)脱硝装置
- 各供給ポンプ、流量計、注入器の外観、漏れ、劣化の状況確認
- 5)通風設備(対象機器の状態を判断できる技術員による点検)
- (1)押込送風機(2系統)
- 内部状況(インペラ、ケース、軸部)、軸受カップリング部の消耗などの点検
- (2)二次空気送風機(2系統)
- 内部状況(インペラ、ケース、軸部)、軸受カップリング部の消耗などの点検
- (3)排ガス減温送風機(2系統)
- 内部状況(インペラ、ケース、軸部)、軸受カップリング部の消耗などの点検
- (4)誘引通風機(2台)
- 内部状況(インペラ、ケース、軸部)、軸受カップリング部の消耗などの点検
- (5)空気予熱器及び排ガス減温用空気加熱器(2系統)
- 伝熱管の穴空き確認

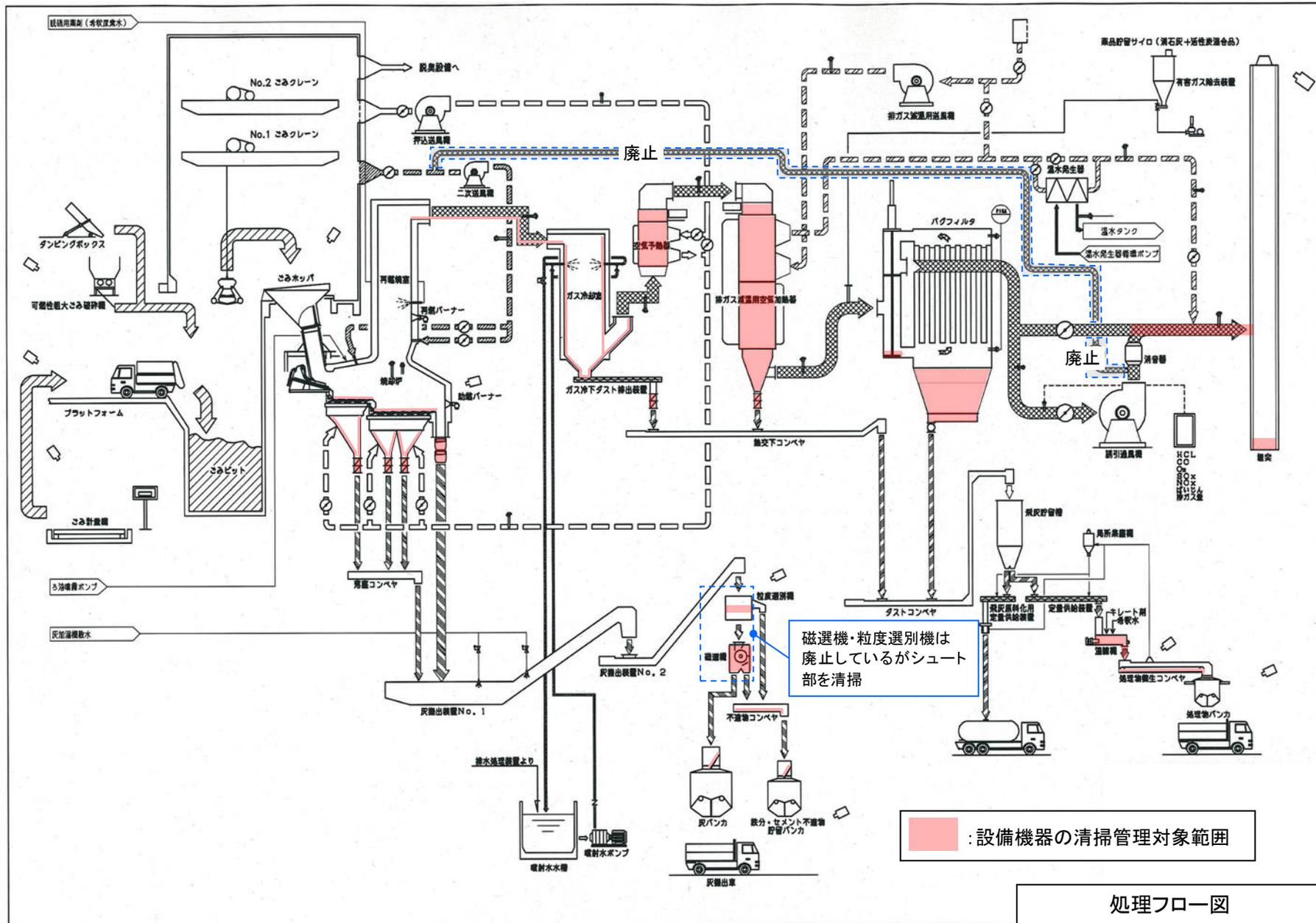
- 伝熱管、管板、エキスパンションなどの点検
- (6) 煙道、風道ダクト及び煙突
- 外観、内部の点検
- (7) 各所ダンパ
- 外観、開閉、開度の状況確認
- 6) 余熱利用設備（対象機器の状態を判断できる技術員による点検）
各機器について外観、漏れ、劣化状況の確認
- (1) 温水発生器（2系統）
 - (2) 温水タンク
 - (3) 補助ボイラ用、給湯用、足湯用温水循環ポンプ
 - (4) 補助ボイラ
- 7) 灰出設備（対象機器の状態を判断できる技術員による点検）
各機器について外観、ベアリング、チェーン摩耗状況測定などを点検
- (1) 灰排出装置 NO. 1/2（2台）
 - (2) 不適物コンベヤ（1基）
 - (3) 灰バンカ（1台）
 - (4) セメント不適物貯留バンカ（1台）
 - (5) 落塵コンベヤ（2台）
 - (6) 熱交下コンベヤ（2台）
 - (7) ダスト搬送コンベヤ（1台）
 - (8) 飛灰薬剤処理用定量供給装置（1台）
 - (9) セメント原料化用定量供給装置（1台）
 - (10) 混練機（1台）
 - (11) 処理物養生コンベヤ（1台）
 - (12) 処理物用バンカ（1台）
 - (13) 薬剤供給ユニット（1台）
- 8) 給排水設備（対象機器の状態を判断できる技術員による点検）
- (1) プラント給水ポンプユニット（1台）
 - (2) 機器冷却ポンプ（1台）
 - (3) 高圧洗浄機（洗車場及びプラットホーム）
 - (4) 冷却水ポンプ（2系統）
 - (5) 排水ポンプ（4台）
- 9) 排水処理設備（対象機器の状態を判断できる技術員による点検）
- (1) ごみ汚水処理器
 - 噴霧ノズルの焼損状況などの点検
 - (2) 排水処理機器
 - 濾過器、pH電極、ルーツブロワ、各ポンプ類の点検
- 10) 電気・計装設備
- (1) 制御盤（対象機器の状態を判断できる技術員による点検）
 - 盤清掃、絶縁抵抗、負荷電流などの点検
 - (2) 中央制御盤及び監視システム（対象機器の状態を判断できる技術員による点検）

- 中央制御盤及び監視システムの端末及び PLC について分解清掃点検
- (3) 排ガス分析計(4台) (専門的知識を有する設備機器の製作メーカー等による点検)
 - 点検に合わせ製作メーカー推奨消耗部品(支給品)の交換

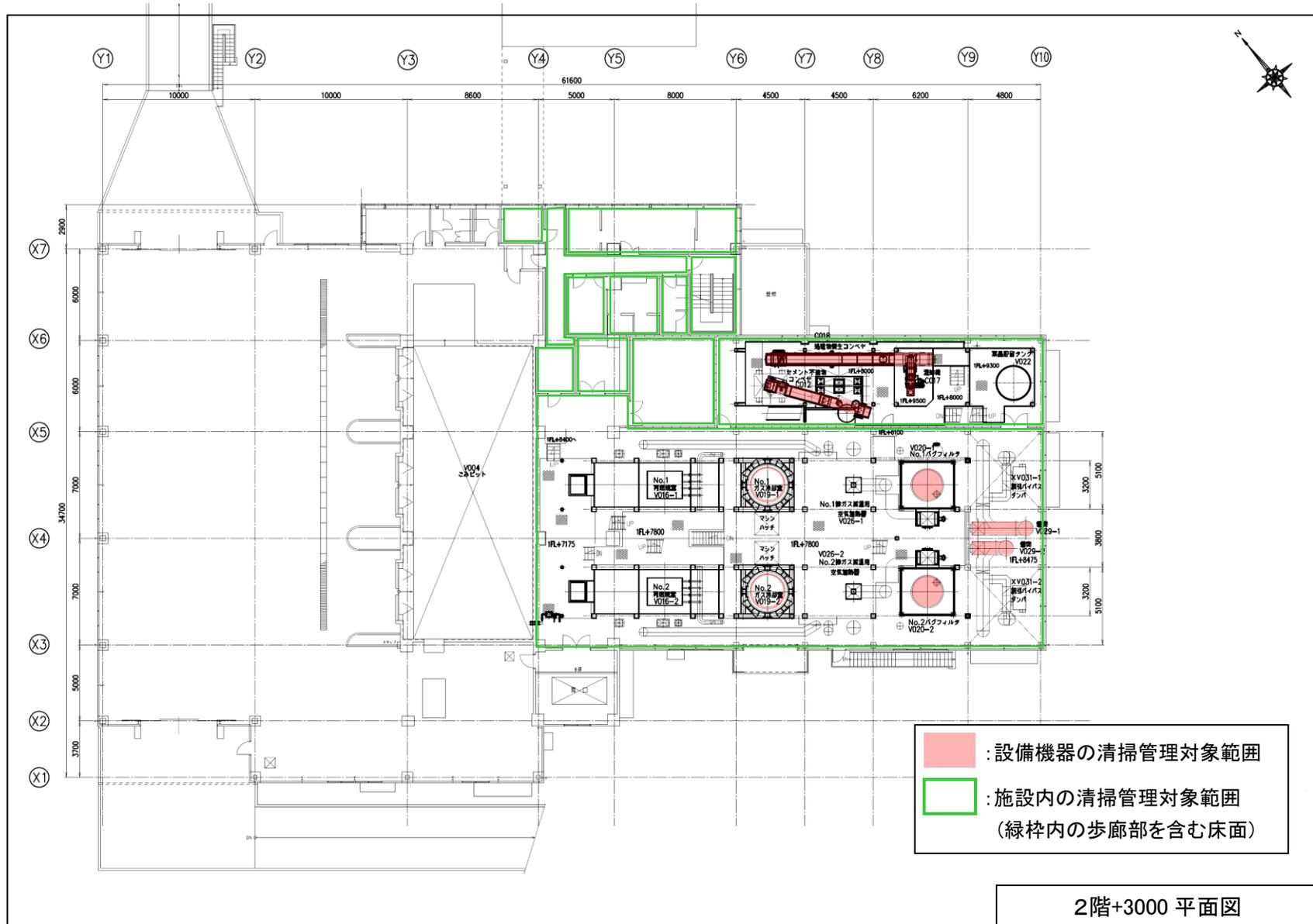
11) 雑設備

- バグフィルタ・雑用空気圧縮機(2台) (専門的知識を有する設備機器の製作メーカー等による点検)
- 点検に合わせ製作メーカー推奨消耗部品(支給品)の交換

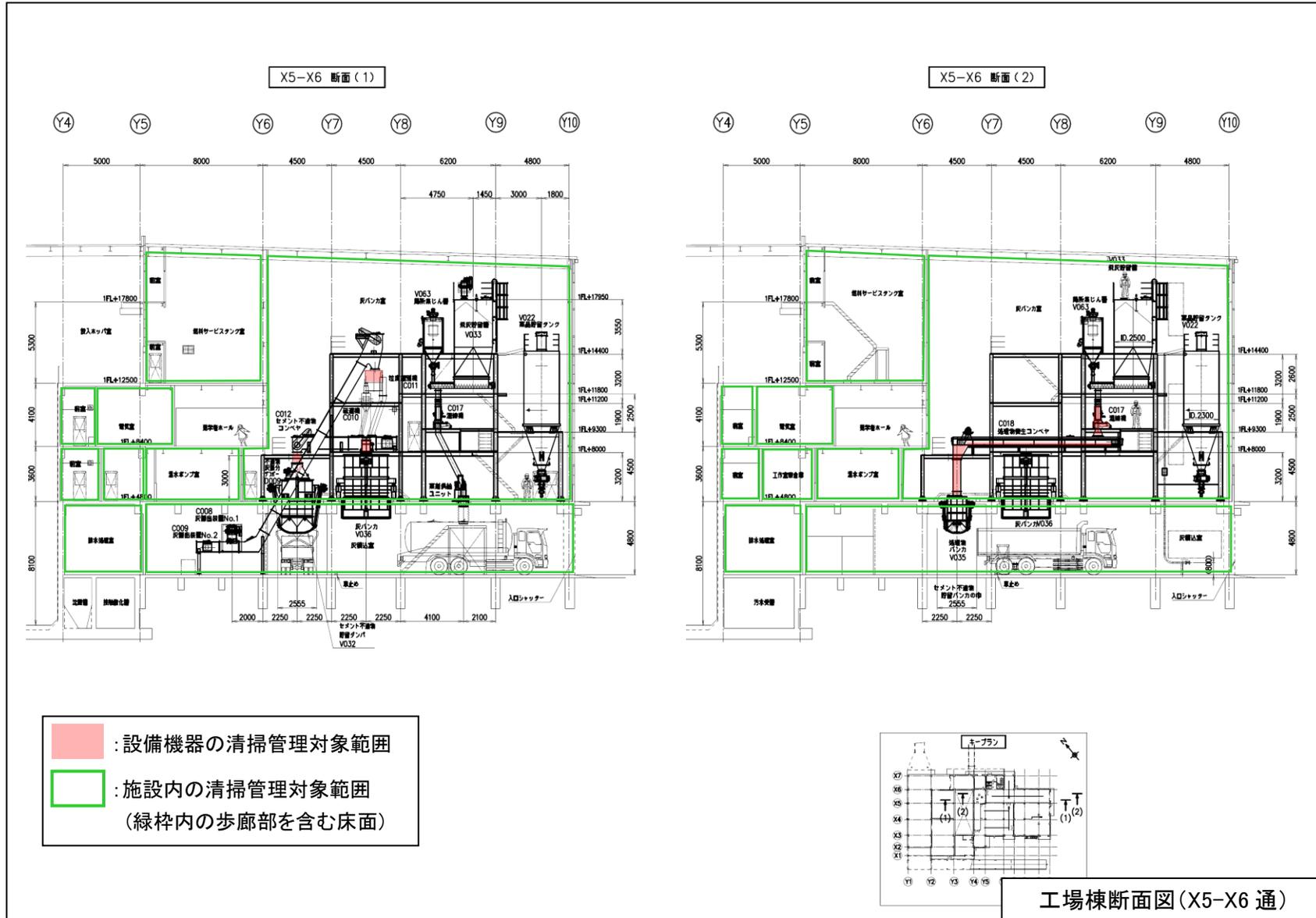
添付資料6 設備機器清掃箇所、施設内清掃箇所
(1/10)



添付資料6 設備機器清掃箇所、施設内清掃箇所
(4/10)



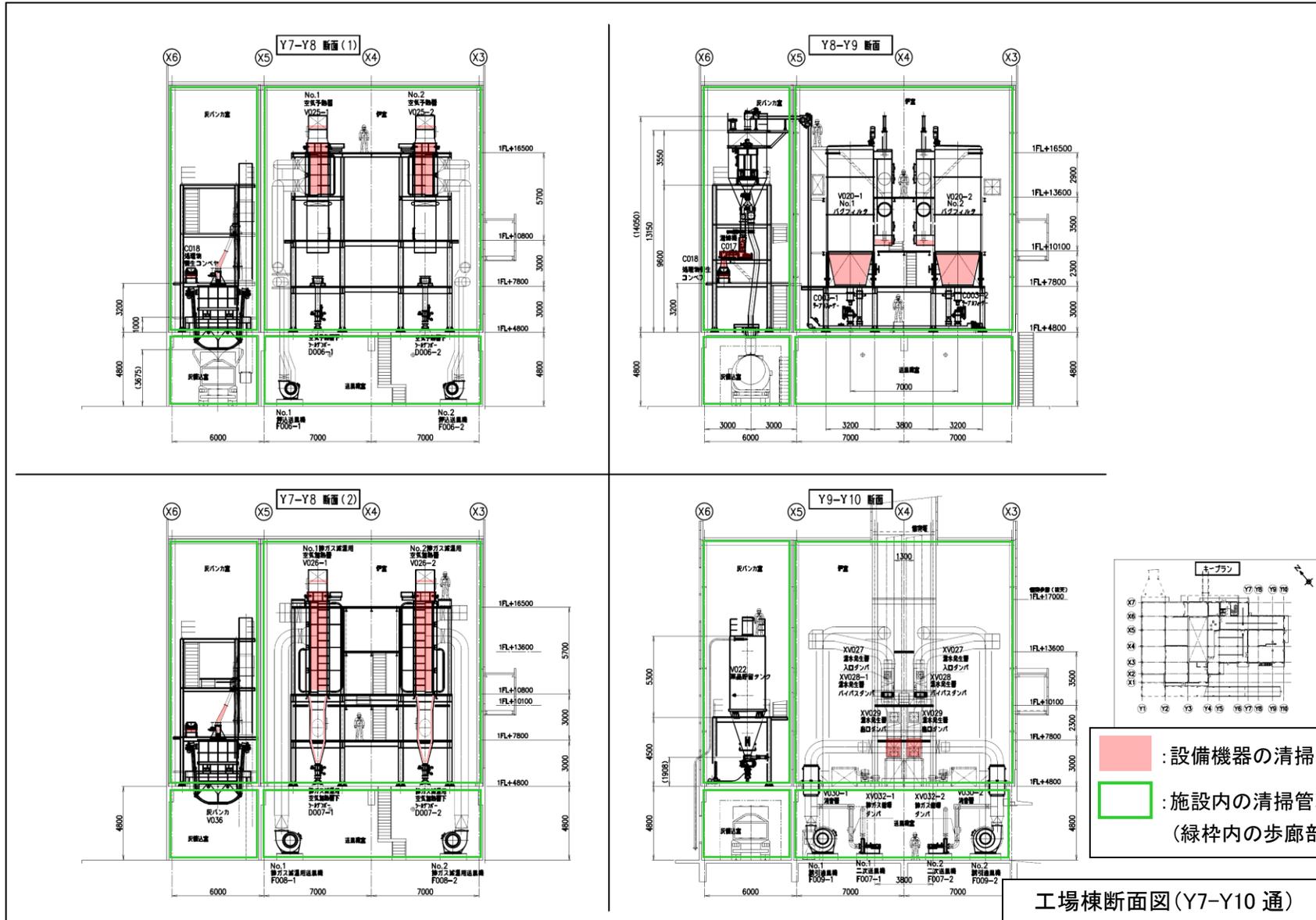
添付資料6 設備機器清掃箇所、施設内清掃箇所
(8/10)



工場棟断面図(X5-X6 通)

添付資料6 設備機器清掃箇所、施設内清掃箇所
(10/10)

53



- : 設備機器の清掃管理対象範囲
- : 施設内の清掃管理対象範囲
(緑枠内の歩廊部を含む床面)